

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部から争議行為を行う旨令和4年12月7日次のとおり通知があった。

令和4年12月13日

香川県知事 池 田 豊 人

1 事件

下記「争議行為の目的」の獲得を目的とし、全国労災病院労働組合香川支部と、その相手方である独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院との間の争議

2 日時

令和4年12月18日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

丸亀市城東町三丁目3番1号

独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

下記「争議行為の目的」の獲得のため、あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。

記

「争議行為の目的」

令和4年6月8日付け「全労災香川支部発482号 支部要求」